

大規模小売店舗の状況

令和5年6月分

令和5年7月

相模原市

産業・雇用対策課

相模原市内の大規模小売店舗状況

相模原市内の大規模小売店舗立地法（大店立地法）に基づく令和5年6月30日現在の届出及び
手続状況並びに大店立地法の対象店舗数は次のとおりです。

1 届出の状況

令和5年6月の届出は0件でした。内訳は次のとおりです。

新設（第5条第1項）	0件
設置者等の変更（第6条第1項）	0件
配置や運営方法等の変更（第6条第2項）	0件
廃止（第6条第5項）	0件
届出の変更（第8条第7項）	0件
承継（第11条第3項）	0件
既存店の変更（附則第5条第1項または第3項）	0件

2 開店状況（新設）

令和5年6月の大店立地法に係る大規模小売店舗の開店は、0件でした。

3 相模原市大規模小売店舗立地審議会の答申状況

令和5年6月中の市長に対する答申は0件でした。

4 大店立地法の対象店舗数

令和5年6月30日現在、大店立地法の対象店舗で開店しているものは、112店舗です。

大規模小売店舗立地法等の届出の有無により、実態と異なります。（現在、営業していない
店舗で、廃止の届出がない店舗を含みます。）

1 届出の状況（令和5年6月）

(1) 届出等種類別件数及び状況

ア 新設（法第5条第1項） 0件

店舗名称	所在地	届出者	小売業者	開店日	店舗面積	開・閉店時刻	届出日

イ 店舗名称・所在地／設置者／小売業者の変更（法第6条第1項） 0件

店舗名称	所在地	届出者	小売業者	変更事項	変更日	届出日

ウ 店舗面積／施設の配置／施設の運営方法等の変更（法第6条第2項） 0件

店舗名称	所在地	届出者	小売業者	変更事項	変更日	届出日

エ 廃止（法第6条第5項） 0件

店舗名称	所在地	廃止前店舗面積	廃止後店舗面積	廃止日	届出日

オ 届出の変更（法第8条第7項） 0件

店舗名称	所在地	届出者	小売業者	変更事項	変更日	届出日

カ 承継（法第11条第3項） 0件

店舗名称	所在地	届出者(承継後設置者)	承継前設置者	変更日	届出日

キ 既存店の変更（法附則第5条第1項、第3項） 0件

店舗名称	所在地	届出者	小売業者	変更事項	変更日	届出日

(2) 令和5年度月別届出等状況

届出	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年計
新設	0	0	0										0	1
設置者等の変更	0	0	0										0	12
配置や運営方法等の変更	0	0	0										0	3
廃止	0	0	0										0	1
届出の変更	0	0	0										0	0
承継	0	0	0										0	0
既存店の変更	0	0	0										0	0
合計	0	0	0										0	17

2 開店の状況（新設）

(1) 開店 0件

(2) 令和5年度月別大規模小売店舗開店状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年計	開店済店舗数
開店数	0	0	0										0	0	112

3 相模原市大規模小売店舗立地審議会答申状況

(1) 答申 0件

(2) 令和5年度月別答申状況

届出	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年計
新設	0	0	0										0	1
配置や運営方法等の変更	0	0	0										0	1
既存店の変更	0	0	0										0	0
合計	0	0	0										0	2

4 相模原市内の大規模小売店舗立地法対象店舗数

区名	既存店			大店立地法本則適法店舗										合計
	大店法	生協	計	既存店の変更			新設							
				調整中	調整済	計	調整中	調整済			計			
								開店前	開店後	小計				
緑区	4	0	4	0	7	7	0	0	11	11	11	18	22	
中央区	17	0	17	0	13	13	0	0	19	19	19	32	49	
南区	13	0	13	0	15	15	0	1	13	14	14	29	42	
合計	34	0	34	0	35	35	0	1	43	44	44	79	113	

<備考>

「大店法」

平成13年1月31日の時点で大規模小売店舗法の届出に係る営業を開始している店舗のうち、店舗面積が1,000㎡を超える店舗(=大店立地法対象店舗)数を記載しています。

ただし、大店立地法附則第5条の届出を行った店舗を除きます。

「生協」

店舗面積が1,000㎡を超える生協店舗数を記載しています。

ただし、大店立地法附則第5条の届出を行った店舗を除きます。

「既存店の変更」

既存店が大店立地法附則第5条の届出を行い、以降、大店立地法本則適用となる店舗数を記載しています。

大規模小売店舗立地法等の届出の有無により、実態と異なります。(現在、営業していない店舗で、廃止の届出がない店舗を含みます。)

2 店舗名称・所在地 / 設置者 / 小売業者変更の届出(法第6条第1項関係)

店舗名称 所在地	届出者	主な小売業者	変更日	変更内容	変更 届出日 ・ 公告日	住民等 意見 公告日
アリオ橋本 緑区大山町403番3ほか	株式会社 イトーヨーカ堂 代表取締役 山本 哲也	株式会社 イトーヨーカ堂 ほか70者	(1)R4.3.1 (2)H28.3.1ほか	(1)大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2)小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては代表者の氏名	R5.3.3 ・ R5.3.14	
ミウイ橋本 緑区橋本三丁目9番	住友商事株式会社 代表取締役 兵頭 誠之	株式会社ロピア ほか54者	(1)R3.6.22ほか (2)R1.11.30ほか	(1)大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2)小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては代表者の氏名	R5.3.7 ・ R5.3.20	
当月届出件数 0件						

